

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成 19 年 12 月 11 日

釜石地方振興局長 海 野 伸

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 大槌商業開発株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 シーサイドタウンマスト 上閉伊郡大槌町小槌第 27 地割 3 番地 4
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成 19 年 9 月 11 日及び同年 10 月 31 日
- (5) 変更の理由 小売業者による新規出店及び小売業者による退店のため

2 届出年月日 平成 19 年 11 月 27 日

3 縦覧場所 釜石地方振興局企画総務部及び大槌町役場